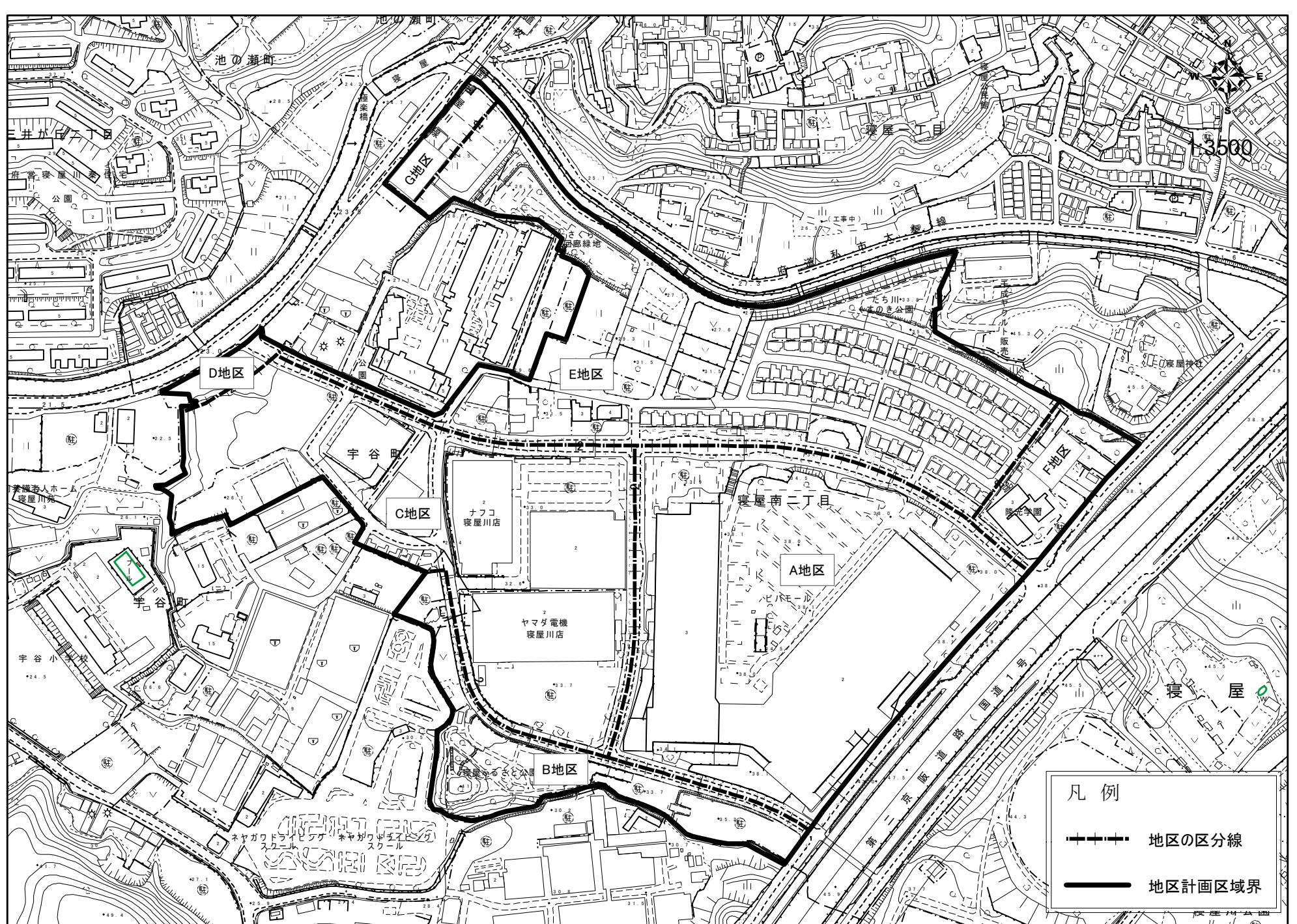


## 寝屋川市 寝屋南地区 地区計画図



## 寝屋南地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

寝屋南地区地区計画区域内における建築物等の建築制限	
名 称	寝屋南地区 地区計画
位 置	寝屋川市宇谷町、寝屋南一丁目、寝屋南二丁目 地内
面 積	約 22.9 ha
地区の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、寝屋川市の東部、JR学研都市線「星田駅」より西約 1 km に位置し、都市計画道路大阪枚方京都線(第二京阪道路)とそのアクセス道路である都市計画道路寝屋線等の広域交通網を活用できるポテンシャルの高い地区である。このため、土地区画整理事業による都市計画道路、区画道路及び公園、緑地などの基盤整備を活かした緑豊かで健全な市街地を形成し、広域交通網を利用した商業・流通業務等が複合的に立地する魅力ある都市拠点の創出を図る。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>地区計画の目標を実現するため当地区を区分し、それぞれ次の方針により調和のとれた土地利用を誘導する。また、土地の有効利用を図るため、敷地の共同利用化を促進する。</p> <p>1 商業・業務複合地区 新市街地にふさわしい商業・サービス施設及び流通業務機能並びに住宅等が立地する土地利用を図る。</p> <p>2 複合住宅地区 幹線道路沿道を活かした商業業務施設や住宅等が立地する複合的な土地利用を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区内の交通の安全性と利便性を高めるため、都市計画道路大阪枚方京都線(第二京阪道路)と都市計画道路池田秦線(主要地方道枚方交野寝屋川線)を連絡させ、地区内ネットワークを形成する都市計画道路寝屋線を整備する。また、地区内の施設配置に整合した区画道路や公園・緑地などの公共施設を整備し、これらの維持・保全を図る。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>1 商業・業務複合地区 商業・業務・サービス施設や住宅の立地を図り、調和と魅力、賑わいある街並みを形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等について定める。</p> <p>2 複合住宅地区 商業業務施設や住宅等の複合的な立地を図り、魅力ある街並みを形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等について定める。</p> <p>緑化の方針</p> <p>緑にあふれ潤いのある良好な環境を形成するため、敷地内の緑化と建築物等の緑化(屋上緑化等)に努める。</p>

〔注〕本図は、地区計画の区域及び区域内における制限等を示すものであり、  
その他の都市計画等、詳細については対応する市都市計画室にお問い合わせください。

寝屋川市都市計画室  
※許可なく複製、転載を禁じます